

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- 初診料（歯科）の注１に掲げる基準
- 歯科外来診療医療安全対策加算１
- 歯科外来診療感染対策加算１
- 歯科治療時医療管理料
- 小児口腔機能管理料の注３に規定する口腔管理体制強化加算
- 在宅療養支援歯科診療所１
- 在宅患者歯科治療時医療管理料
- 口腔細菌定量検査
- 有床義歯咀嚼機能検査１のロ及び咀嚼能力検査
- 有床義歯咀嚼機能検査２のロ及び咬合圧検査
- 手術用顕微鏡加算
- 口腔粘膜処置
- う蝕歯無痛的窩洞形成加算
- 歯科技工士連携加算１及び光学印象歯科技工士連携加算
- 歯科技工士連携加算２
- CAD／CAM冠及びCAD／CAMインレー
- 手術時歯根面レーザー応用加算
- 歯根端切除手術の注３
- レーザー機器加算
- クラウン・ブリッジ維持管理料
- 酸素の購入価格の届出 小型ボンベ 算定単価:2.2 円

金属床による総義歯の提供

(金属総義歯) 第 413 号 徴収開始年月日：平成 17 年 6 月 1 日

金属	その他金属	上顎	下顎
03:コバルト		200,000	200,000
04:チタン		250,000	

う蝕に罹患している患者の指導管理

(う蝕管理) 第 153 号 徴収開始年月日：平成 19 年 7 月 1 日

継続管理種類	価格
01:フッ化物局所	1,000
02:小窩裂溝填塞	1,000

(2025 年 7 月 1 日時点)

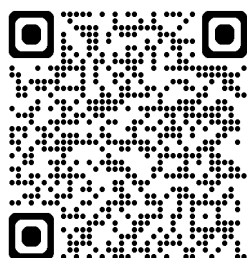
令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、
特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用を
お願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

Q&A

Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

- A. いわゆる長期収載品（ちょうきしゅうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのですか。

- A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うことになりますか。

- A. 例えば、“使用感”や“味”など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

- A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。